

6 共同管理の実例調査

6.1 アンケート調査概要

6.1.1 アンケート調査の趣旨

小規模な上水道や簡易水道等は、元々運営基盤が弱い、給水量の減少、地域格差の拡大（過疎化の進行）、施設の老朽化、技術職員の減少など、創設時に比べ自然的、社会的諸条件が大きく変化し、運営基盤等が一層脆弱化している事業者が多くなっている。

水道ビジョンでは、水道事業等の運営基盤強化のための有力な方策として、経営の一体化や管理の一体化、施設の共同化などを「新たな水道広域化」として位置付けて推進することとしているが、小規模水道が今後も安全で安定した水道水の供給を続けるためには、「新たな水道広域化」の考えを取り入れ、市町村の枠を越えて水道施設を共同管理していくことも必要であると考えられる。

このため、各都道府県において業務を共同で行なっている事例の実態を把握し、小規模水道の運営管理強化の検討調査に反映させることを目的として、アンケート調査を実施する。

6.1.2 アンケート調査項目及び集計結果

平成18年度「小規模水道の運営管理に関する検討」のアンケート調査票を参考資料7に示す。

《小規模水道の運営管理に関する検討調査の内容》

(1) 調査対象

都道府県管内上水道事業

(2) 回答方法

全国の水道事業者が調査票に従い、回答票（xls ファイル）に記入していただき、各都道府県にて集約したものを提出していただく。

(3) 調査提出期限

平成19年2月28日（水）

(4) 担当及び提出先

厚生労働省健康局水道課水道計画指導室

(5) 調査票における言葉の定義

「業務の共同化」

市町村の行政区域（末端給水している都道府県営水道、企業団にあっては給水区域）を越えて、別組織の市町村等と一定の業務を共同で行うことをいう。

なお、水道用水供給事業者と末端給水している市町村等が一定の業務を共同で行っている場合も業務の共同化に含める。

(6) 調査の項目

a) 業務の共同化

b) 業務の共同化の内容

c) 業務の共同化に関する水道事業者の意向

(1) 業務の共同化

問1 貴都道府県管内において、下表に該当する水道事業の業務の共同化が図られていますか。

- 1 図られている
- 2 図られていない

表 業務の共同化のイメージ

番号	業務項目	共同化のイメージ	想定できる形態
1	営業業務 給水契約、 検針・収納、 給水装置	広域サービスセンターの設置 検針・収納関係窓口の一元化 給水装置の受付窓口の一元化	・職員直営（各事業体から職員派遣） ・窓口（受付）業務の共同委託 ・給水装置にかかる技術業務の共同第三者委託（各事業体代表者）
2	管路管理業務 管路図面等の整備	マッピングシステム共同構築 図面共同更新	・システム開発、データ更新委託などの共同発注 ・データ更新業務は、直営、または代表者による実施
	事故受付の対応	事故受付拠点の集約 初期対応の一元化	・事業体代表者（直営職員）による事故情報一括受付 ・事故受付業務の共同委託
3	浄水場、ポンプ場、配水池ほか 水道施設の巡視点検業務	適正な管理拠点の設定 点検業務（漏水調査含む）の一元化	・事業体代表者による施設点検管理一元化（第三者委託も考慮） ・施設点検管理の共同委託化（民間への第三者委託も考慮）
4	浄水場、ポンプ場、配水池ほか 水道施設の運転管理業務	遠隔監視、操作設備の整備 運転管理業務の一元（集中）化	・第三者委託（各事業体代表者）による運転管理一元化 ・運転管理の共同委託化（民間への第三者委託含む）
5	水質検査業務	共同水質検査センター、測定機器の整備 水質検査の一元化	・共同水質検査センター設置 ・共同検査体制構築（各事業体から職員派遣）
6	緊急用資材等の融通、共同購入など	資材等共同購入、共同管理による 費用低減化 資材融通の協定書	・備蓄資材センターの設置 ・協定などによる共同購入、分割保管 ・協定により必要資材を適宜融通
7	その他業務	その他、業務の共同化に該当するもの	

【集計・グラフ】

表 6-1-1 業務の共同化

回答	回答件数	比率(%)
1 図られている	27	57.4
2 図られていない	20	42.6
合計	47	100.0

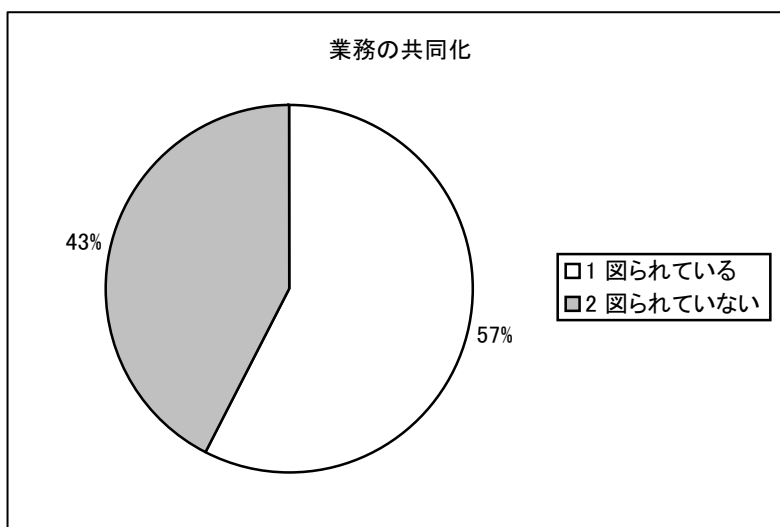


図 6-1-1 業務の共同化

【結 果】

各都道府県で業務の共同化について集約した結果、それぞれの水道事業体において、市町村の枠を越えた業務の共同化を、何らかの業務で図っていると回答したのは 27 都道府県（57.4%）、図られていないと回答したのは 20 府県（42.6%）となった。

（２）業務の共同化の内容

問2 問1で「1 図られている」を選択した方にお伺いします。次の項目についてお答えください。

- 1 共同化している業務は表のどの番号に相当しますか。表の番号ごとに件数、実施している市町村等の数をご記入ください。
※例えば、2市3町で施設の共同管理をしている場合、件数は1、市町村等数は5となります。
- 2 業務の共同化に当たり、中心となっている市町村等の名称、共同化に参画している市町村等の名称をご記入ください。
※中心となっている市町村等とは、施設の共同管理委託を発注している場合、契約など事務手続きを行う者をいう。
- 3 業務の共同化に当たり、その実施主体について、根拠としている法令等ごとに件数をご記入ください。
※地方自治法（一部事務組合、広域連合、事務の委託）、市町村等間の協定など。
- 4 共同化している業務について、内容など具体的に記入して下さい。

【集計・グラフ】

表 6-1-2 業務の共同化の内容

内容	回答件数	比率(%)
1 営業業務	8	5.2
2 管路管理業務	9	5.8
3 巡視点検業務	18	11.6
4 運転管理業務	21	13.5
5 水質検査業務	43	27.7
6 資機材融通等	45	29.0
7 その他業務	11	7.1
合計	155	100.0

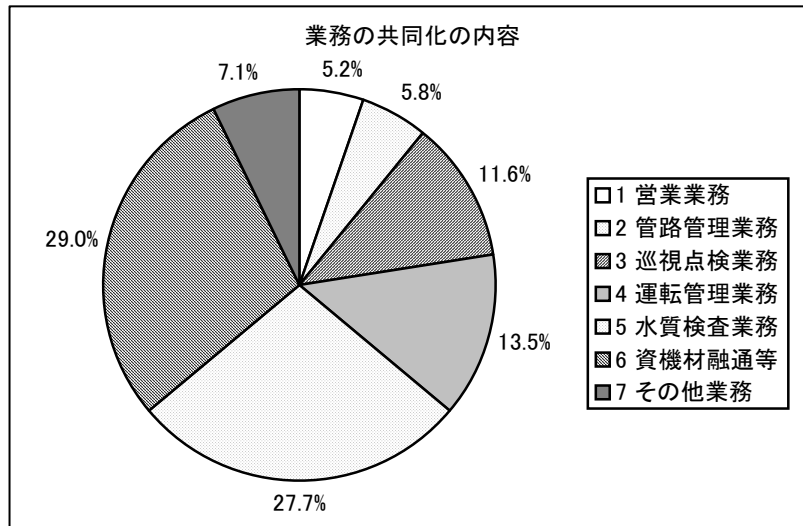


図 6-1-2 業務の共同化の内容

【結果】

業務の共同化の内容としては、「6 資機材融通等」45件（29.0%）、「5 水質検査業務」43件（27.7%）、「4 運転管理業務」21件（13.5%）、「3 巡視点検業務」18件（11.6%）となっており、「6 資機材融通等」は災害時における相互応援協定を締結している内容で、「5 水質検査業務」は業務委託や共同水質検査センターの設置による共同検査業務内容となっている。「4 運転管理業務」・「3 巡視点検業務」については、取水施設の共同管理業務が主あり、次に取水施設から浄水施設の運転・点検業務について共同管理を実施している内容となっている。

なお、一部の施設については共同管理を実施しているが、全ての水道施設の運転管理・点検業務を共同管理している事業者はなかった。

表 6-1-3 業務共同化の主体（根拠）

内容	回答件数	比率 (%)
1 一部事務組合（地方自治法第 284 条）	11	8.7
2 広域連合（地方自治法第 284 条）	0	0.0
3 事務の委託（地方自治法第 252 条 14）	20	15.9
4 協議会（地方自治法第 252 条の 2）	5	4.0
5 協議会方式（法定外）	6	4.8
6 共同事業方式（協定書など）	78	61.8
7 その他	6	4.8
合計	126	100.0

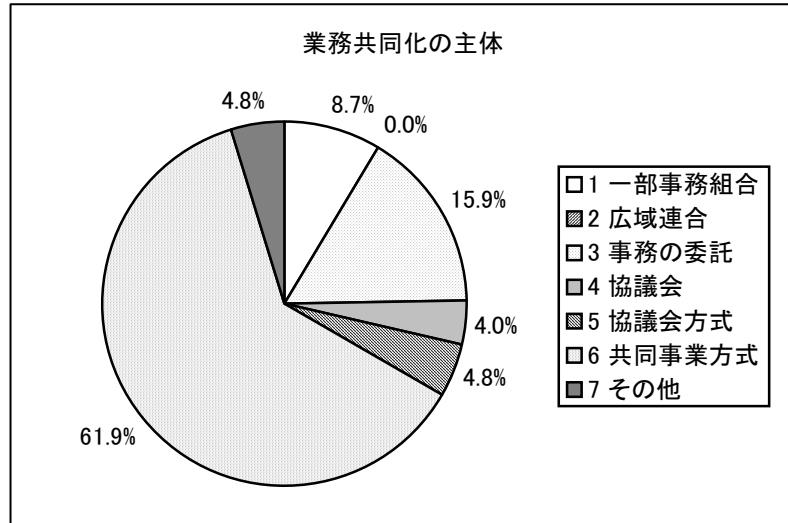


図 6-1-3 業務共同化の主体（根拠）

【結 果】

業務共同化の主体（根拠）としては、「共同事業方式（協定書など）」が 78 件（61.9%）の回答で圧倒的に多い。次に「事務の委託（地方自治法第 252 条の 14）」となっている。

業務の共同化の内容に関係なく、「共同事業方式（協定書など）」で共同管理業務を実施している傾向がある。

なお、「広域連合（地方自治法第 284 条）」にて実施している事業体は無かった。

（3）業務の共同化に関する水道事業者の意向

問3 業務の共同化について、貴管内市町村等がどのように考えているか、集計してご回答ください。

- 1 既に業務の共同化を実施しているが、今後も積極的に検討、実施したいと考えている。
- 2 積極的に検討し、効果があれば業務の共同化を実施してみたいと考えている。
- 3 業務の共同化の実現は難しいと考えており、検討するつもりはない。
- 4 現状に問題が無いので検討する必要はない。
- 5 特に考えていない。
- 6 その他。

【集計・グラフ】

表 6-1-4 業務の共同化に関する水道事業者の意向

回答番号	回答件数	比率(%)
1	103	5.9
2	318	18.1
3	220	12.5
4	167	9.5
5	820	46.7
6	129	7.3
合計	1,757	100.0

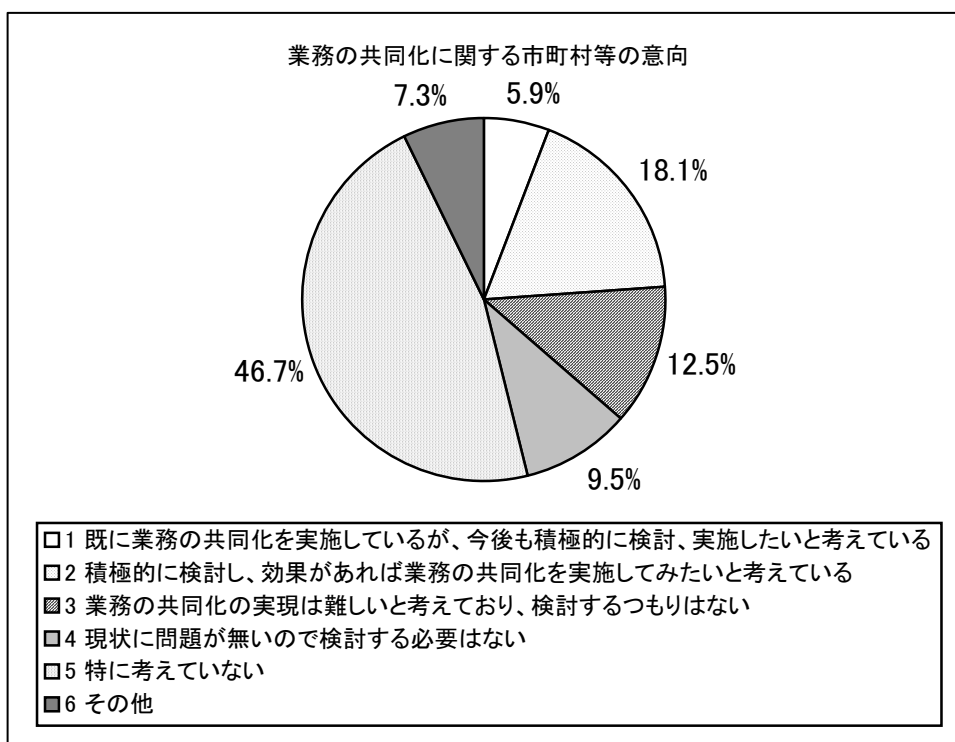


図 6-1-4 業務の共同化に関する水道事業者の意向

【結果】

業務の共同化に関する水道事業者の意向について、「1 既に実施しているが、今後も検討、実施したいと考えている」が 103 件（5.9%）、「2 効果があれば実施してみたい」が 318 件（18.1%）で、実施したいと考えている事業者は全体の 24.0% となっている。

また、「3 検討するつもりはない」が 220 件（12.5%）、「4 検討する必要はない」が 167 件（9.5%）を占め、「5 特に考えていない」が 820 件（46.7%）、「6 その他」129 件（7.3%）の回答で全体の半数を超えており、検討しない及び特に考えていない事業者が 76.0% となっている。

6. 2 アンケート調査結果の分析

今回のアンケート調査で、業務の共同化について、1,757事業体の回答がよせられたが、そのうちの76%の事業体が、業務の共同化について、「検討するつもりはない」・「検討する必要はない」・「特に考えていない」と積極的に業務の共同化に興味を持つ事業体がないことが分かった。

平成の大合併が一段落した状態で、合併後、水道事業の運営管理等の問題を整理している事業体では、水道事業のみの業務の共同化について、実現は難しいと考えているところが多くあるのではないのか。

また、「現状に問題ない」・「特に考えていない」と回答した事業体は、将来のビジョンをどのように持てばよいのか、調査・検討していない事業体と思われる。

現在、業務の共同化を実施している内容では、災害時における相互応援協定の締結による「資機材融通」が多くを占め、次に「水質検査業務」となっており、危機管理や特殊業務における業務の共同化を実施している。

本検討会にて検討している、共同管理の巡視点検・運転管理業務については、部分的な水道施設の共同管理は実施しているが、市町村の水道施設全体を共同管理している事業体は無かった。このことは、事業体の維持管理レベルの違いや、共同管理を実施するにおいても、維持管理以外の業務や地域性・社会性等についても検討しなければならない状況が発生するため、市町村の枠を越えた共同管理を実施するには、多くの課題の解決が必要となり、容易に維持管理の共同管理が実現できない状況が伺える。

なお、業務の共同化を実施する場合の主体（根拠）については、「共同事業方式（協定書など）」が多く、維持管理の共同管理を実施する上で、協定書等の整備により共同管理が容易に実施できるものと思われる。

6. 3 共同管理の実施例

アンケート調査で「巡視点検業務」・「運転管理業務」について、業務の共同化を実施している事業者の、協定書、覚書等について、共同管理事例集を参考資料 8 に示す。